

- 平成31年 3月 ○児童福祉法施行規則の一部を改正する省令〔平成31年4月1日（一部7月1日）施行〕
- <主な内容>
 ・全ての事業所内保育施設の届出対象化
 ・利用料変更に係る変更の内容及び理由の掲示を義務づけ
- 令和元年 5月 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正
- <主な内容>
 ・全ての事業所内保育施設の届出対象化
 ・認可外の居宅訪問型保育事業等に係る保育従事者の資格・研修要件の設定
- 7月 ○社会保障審議会児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会議論のとりまとめ
 「認可外の居宅訪問型保育事業の資格・研修受講等に関する基準の創設等について」
- 9月 ○児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令〔令和元年9月27日施行〕
- 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正
- <主な内容>
 ・認可外の居宅訪問型保育事業等における研修受講状況の掲示の義務づけ
 ・幼稚園併設施設の届出対象化
- 『「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について』（通知）
 ※都道府県知事が同等以上のものと認める研修の基準等は、追って示す予定。
- 10月 幼児教育・保育の無償化施行**
- 令和2年 3月 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正
- <主な内容>
 ・認可外の居宅訪問型保育事業の集団指導
 ・市町村権限との関係
 ・地方自治体からの意見を踏まえた対応 等
- 9月 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）及び「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（通知）の一部改正
- <主な内容>
 ・証明書交付要領の別表（評価基準）を4類型※（適用される基準別）に整理
- ※①1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設・②5人以下の施設・③ベビーシッター（法人）・④ベビーシッター（個人）

認可外保育施設の指導監督基準等の主な改正内容

- 幼児教育・保育の無償化を契機に認可外保育施設の質の確保・向上を図ることが重要であり、認可外の居宅訪問型保育事業に係る指導監督基準の創設等の取組を行っています。
- 令和2年度からの指導監督の実施に向けた、認可外保育施設の指導監督基準等の主な改正内容は以下のとおりです。

1 立入調査の実施方法について

(1) 施設類型毎の立入調査

施設 類型	①認可外の居宅訪問型保育事業 (=いわゆるベビーシッター)	②乳幼児の数が 5人以下 の施設 (=認可外の家庭的保育事業)	③乳幼児の数が 6人以上 の施設 (=一般的な認可外)
基準	必要と判断する場合に指導を行う	立入調査(できる限り年1回以上行うよう努力)	原則立入調査(年1回以上)

(2) 認可外保育施設が多数設置されている地域等における取扱い

- 対象施設を絞って重点的に指導監督を行うこともやむを得ない
- 相当の長期間経営されていて優良であるもの：運営状況報告の徴収は毎年度＋立入調査は隔年も不適當ではない
- しかし、ベビーホテルについては、必ず立入調査を年1回以上行うこと

(1) 施設類型毎の立入調査

施設 類型	①認可外の居宅訪問型保育事業 (=いわゆるベビーシッター)	②乳幼児の数が 5人以下 の施設 (=認可外の家庭的保育事業＋認可外の事業所内 保育のうち5人以下)	③乳幼児の数が 6人以上 の施設 (=一般的な認可外＋認可外の事業所内保育のうち 6人以上)
基準	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 集団指導(年1回以上) ▶ 個別の立入調査(※必要に応じて) <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情等の内容が深刻、件数が多い場合 ・ 研修を長期間受講していない保育従事者が多い場合 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 原則立入調査(年1回以上) ▶ 難しい場合は、 <ul style="list-style-type: none"> ① 集団指導(年1回以上) ② 個別の立入調査(※必要に応じて) <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情等の内容が深刻、件数が多い場合 ・ 研修を長期間受講していない保育従事者が多い場合 	原則立入調査(年1回以上)

(2) 認可外保育施設が多数設置されている地域等における取扱い

- (上記「(現行)」(2)に加えて)
- 立入調査を行う場合であっても、前年の立入調査において、適正な運営がされており、指摘がなかった施設は、次年度において項目を簡素化し、**一部の項目は書面等による確認のみ行うなど、項目を絞って実施することもやむを得ない**